

令和3年4月21日
事務連絡

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付（住宅支援資金貸付の新設）について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

令和3年度から実施するひとり親家庭向けの住宅支援資金貸付について、各相談・申請窓口での住居確保給付金との確実な連携を図るため、自立相談支援機関に相談等にこられた方の対応に当たっては、下記に示す点にご留意いただき、住まいに係る相談を確実に受け止められるよう必要な対応をお願いします。

なお、本事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室と協議済であることを申し添えます。

記

1. 住居確保給付金と住宅支援資金貸付との併給について

住居確保給付金と住宅支援資金貸付は、対象者の要件を満たす場合には、相談者の状況や意向に応じて併給が可能ですが、住居確保給付金と住宅支援資金貸付の合計額が、実際に居住する住宅の家賃額を超えることはありませんのでご注意ください。

また、住宅支援資金貸付を借り受けている相談者から住居確保給付金の申請があった場合、収入基準額の算定においては、貸付額を控除していない実際の家賃額（但し、住宅扶助基準額を上限とする。）を用いて算定する必要がありますが、支給額の算定にあたっては、住宅支援資金貸付を受けている分を控除した差額を実際の家賃額とするようにして下さい。

2. 住宅支援資金貸付の収入への算定について

住宅支援資金貸付金については、「自治体事務マニュアル（第9版）」（令和3年2月1日社援発0201第11号社会・援護局長通知）の借入金等の取扱いに基づき、収入としては算定しないこととして下さい。なお、資産として算入する必要もありませんので、その旨申し添えます。

以上

【参考】「自治体事務マニュアル（第9版）」（抜粋）

OP. 52

エ 収入要件（則第10条号第3号関係）③ 収入

ロ) 算定する収入の範囲等

d 借入金等の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

OP. 50

(1) 支給要件

④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること。

OP. 54

(1) 支給額

生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額を、次の①②の場合に応じ、それぞれ定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

①申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）

②申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合
基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

（※）賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額

【令和3年度予算：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

対 象 者

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

貸 付 額 等

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

償 還 免 除 ・ 猶 予

償還免除：1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体・補助率

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9/10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担（特別交付税措置）

(参考)

厚生労働省発雇児 0307 第 8 号
平成 28 年 3 月 7 日
一部改正 厚生労働省発子 0512 第 1 号
令和 2 年 5 月 1 2 日
一部改正 厚生労働省発子 0331 第 10 号
令和 3 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を促進するためには、安定した就労による自立の実現が必要であり、このため、高等職業訓練促進給付金等事業により、ひとり親家庭の資格取得を促進してきたところであるが、今般、この取組を更に推進するため、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」を創設することとし、別紙のとおり、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」を定め、平成 28 年 1 月 20 日から実施することとしたので、次の事項に留意のうえ、貴管内の実情に即して事業の円滑な運営、実施に努められたく通知する。

(別紙)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

第1 目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

第2 貸付事業の実施主体

高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）及び住宅支援資金の貸付けは、次の（1）又は（2）のいずれかが行うものとする。

- （1）都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める者に委託して行う場合を含む。第14の1において同じ。以下「都道府県等」という。）
- （2）都道府県等が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（都道府県知事又は指定都市市長が訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。以下「都道府県等が適当と認める団体」という。）

第3 貸付対象

- 1 訓練促進資金貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。
- 2 住宅支援資金貸付けの対象となる者は、原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

第4 貸付の種類及び貸付額

1 訓練促進資金

- (1) 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。
- (2) 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

2 住宅支援資金

- (1) 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。
- (2) 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）とする。

第5 貸付方法及び利子

- 1 訓練促進資金及び住宅支援資金は、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
 - (1) 第2の(1)が実施主体である場合
都道府県知事又は指定都市市長
 - (2) 第2の(2)が実施主体である場合
都道府県等が適当と認める団体の長
- 2 訓練促進資金は、保証人を立てる場合、無利子とし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。
- 3 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

第6 保証人

第5の2の保証人は、訓練促進資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第12の規定による延滞利子を包含するものとする。

ただし、訓練促進資金の貸付を受けようとする者が、未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

第7 貸付契約の解除

- 1 都道府県知事、指定都市市長又は都道府県等が適当と認める団体の長（以下「都道府県知事等」という。）は、貸付契約の相手方（以下「貸付けを受

けている者」という。)が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 都道府県知事等は、貸付を受けている者が訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第8 返還の債務の当然免除

1 訓練促進資金

都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた都道府県等の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき。

なお、都道府県等の判断により、返還の債務を免除又は猶予する要件に、業務に従事する区域に制限を設けないこととしても、差し支えない。

- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 住宅支援資金

都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき。
- (2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第9 返還

1 訓練促進資金

訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。
- (3) 訓練促進資金の貸付を受けた者が、第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 住宅支援資金

住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から都道府県知事等が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、都道府県知事等が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
- (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第10 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 裁量猶予

- (1) 都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するには、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- ア 第8の1に規定する業務に従事しているとき。
 - イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- (2) 都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

第11 返還の債務の裁量免除

1 訓練促進資金

都道府県知事等は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 第8の1に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

2 住宅支援資金

都道府県知事等は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困

難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

第12 延滞利子

都道府県知事等は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第13 国の財政措置

国は、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる金額を都道府県等に補助するものとする。

(1) 第2の(1)が実施主体である場合

都道府県等が訓練促進資金及び住宅支援資金として支出する金額(当該年度の前年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の額に相当する金額を除く。)の10分の9以内の額

(2) 第2の(2)が実施主体である場合

都道府県等が適当と認める団体がこの事業の実施に必要な費用の10分の9相当額

第14 会計経理

1 都道府県等又は都道府県が適当と認める団体は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。

なお、都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合にあつてはこの事業に関する特別会計を設けなければならないものとする。

ただし、当該団体が社会福祉法人の場合にあつては、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。

2 この事業を実施している間の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるとおりとする。

(1) 第2の(1)が実施主体である場合

各年度において貸し付ける訓練促進資金及び住宅支援資金の額が、当該年度の前年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の額に満たない場合、都道府県等にあつてはその満たない額の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県等から委託を受けた民間団体にあつてはその満たない額に相当する金額を都道府県等に返還し、返還を受けた都道府県等は、その返還金の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとする。

(2) 第2の(2)が実施主体である場合

貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。

3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、第2に規定する実施主体ごとに、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるとおりとする。

(1) 第2の(1)が実施主体である場合

都道府県等にあつては、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとし、都道府県から委託を受けた者にあつては、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金に相当する金額を都道府県等に返還し、返還を受けた都道府県等は、毎年度その返還金の10分の9に相当する金額を国庫に返還するものとする。

(2) 第2の(2)が実施主体である場合

事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の10分の9に相当する金額を都道府県等に返還し、返還を受けた都道府県等は、その全額を国庫に返還するものとする。

第15 借受人等の責務

1 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者及び保証人は、貸付の実施主体から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(参考)

雇児発 0307 第 8 号
平成 28 年 3 月 7 日
一部改正 子発 0330 第 12 号
平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 子発 0331 第 14 号
令和 3 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について

標記については、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 8 号をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、これの運営にあたっては、次の事項に留意のうえ、所期の目的達成のため遺憾のないよう配慮されたい。

1 貸付事業の実施主体について

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業（以下「貸付事業」という。）の実施主体は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」（平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 8 号）別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第 2 に規定されているところであるが、次の（1）又は（2）に留意の上、取り扱われたいこと。

（1）実施主体に係る留意点

都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が適当と認め

る団体が実施主体となる場合は、要綱第2の(2)の規定のとおり、都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限られるものであること。

また、都道府県等が適当と認める団体の選定に当たっては、他の貸付事業と併せて実施することが効果的である場合も考えられるので、このような点についても考慮されたい。

なお、要綱第2の(2)に規定する一般社団法人又は一般財団法人については、貸金業法（昭和58年法律32号）第3条に規定する登録を受けなければならないこととなるので留意されたいこと。

(2) 都道府県等の役割

要綱第2の(2)に規定する「都道府県知事等が訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合」とは、次の①から④までに掲げる内容をいうものであること。

- ① 貸付事業の実施に当たって、都道府県等が適当と認める団体に対して、貸付計画書（少なくとも貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等を盛り込むものとする。）を策定させ、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合を含む。）の内容について承認すること。
- ② 都道府県等が適当と認める団体が債権管理を適切に行うことができるものとして定めた要綱第9に規定する訓練促進資金及び住宅支援資金の返還期間、返還額又は返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）について承認すること。
- ③ 都道府県等が適当と認める団体が要綱第11に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、原則として、その妥当性について承認すること。
- ④ その他貸付事業の実施に当たって都道府県等が適当と認める団体に対する必要な指導・助言を行うこと。

2 貸付対象者について

(1) 訓練促進給付金

- ① 貸付対象者は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、原則として当該都道府県等に住民登録をしている者であって、養成機関修了後当該都道府県等の区域において要綱第8の1の(1)に規定する業務に従事しようとする者とする。

なお、都道府県等の判断により、貸付対象とする者が業務に従事する区域を当該都道府県等の区域に限定しないこととしても差し支えない。

② 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合におけるひとり親家庭高等職業訓練促進資金の取扱は、平成30年4月1日より以下のとおりとすること。

ア 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸し付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸し付けを行わないこと。

イ 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸し付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸し付けを行うこと。

ウ 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されること。

(2) 住宅支援資金

貸付対象者は、原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とすること。

3 貸付金の限度について

訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるため、貸付金については、要綱第4の1の(2)に定める金額の範囲内であれば入学金等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

4 貸付金の交付方法について

(1) 訓練促進資金

貸付金の交付は、一括で行うものとする。

(2) 住宅支援資金

貸付金の交付は、毎月交付することが望ましいが、事務負担等の観点から、四半期に1回の交付など実情に応じて交付して差し支えないものであること。

5 貸付契約の解除について

要綱第7の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 訓練促進資金

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

認められるとき。

(2) 住宅支援資金

- ① 死亡したとき。
- ② その他住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

6 返還の債務の当然免除について

(1) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であつて、都道府県知事、指定都市市長、又は都道府県等が適当と認める団体（以下「都道府県知事等」という。）が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第8の1の(1)及び第9の1の(2)に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えて差し支えないこと。

(2) 要綱第8の1の(1)、第9の1及び第10の1の(2)に規定する「他種の養成機関等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。

(3) 要綱第8の1(1)、第9の1及び第10の2の(1)のイに規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第8の1の(1)に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(4) 要綱第8の2の(1)、第9の2及び第10の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第8の2の(1)に規定する就業が困難であると客観的に判断できる場合であること。

7 返還の債務の裁量免除について

- (1) 要綱第11の1の(1)、(2)、第11の2の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、要綱第11の1の(3)に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第8の1の(1)に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

- (2) 要綱第11の1に基づく裁量免除の額は、要綱第8の1の(1)に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

8 国庫補助対象事業について

- (1) 都道府県等が実施主体である場合

この貸付事業のための国庫補助は、都道府県等がこの貸付金及び貸付事務費又は委託費を対象として措置するものとする。

- (2) 都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合

この貸付事業のための国庫補助は、都道府県等が適当と認める団体がこの貸付事業の実施に必要な貸付金及び貸付事務費を対象として措置するものとする。

なお、貸付事務費は資金毎に毎年度720万円までの範囲で使用できることとする。また、この貸付事業を都道府県と当該都道府県の区域内にある指定都市が同一の団体を都道府県等が適当と認める団体とした場合であっても、都道府県等が適当と認める団体が使用できる貸付事務費は、上記の範囲内であること。

9 会計経理について

- (1) 都道府県等が実施主体である場合

この貸付事業のために、特別会計を設定することは義務づけられていないが、事業の性格に鑑み、当該国庫補助対象事業の会計経理を明確にすること。特に、国庫補助を受けない都道府県負担の事業を併せ実施する場合は、明瞭に区分しておくこと。

- (2) 都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合

都道府県等が適当と認める団体においては、特別会計を設定してこの貸付事業の会計経理を明確にすること。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、都道府県知事又は指定都市市長に報告しなければならないものであること。

10 事業の廃止について

本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると国及び都道府県等が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。なお、この場合における精算に当たっては、要綱第14 の3の規定に基づき行うこと。

高等職業訓練促進資金貸付事業に関するQ & A

1. 共通事項

問1 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けている者を本事業の貸付けの対象としてよいか。

(答)

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度による貸付けと高等職業訓練促進資金貸付事業による貸付けは併用して差し支えない。

また、独立行政法人日本学生支援機構による貸付や地方自治体又は民間団体による奨学金についても、本事業と併用することは差し支えない。

なお、養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる専門実践教育訓練給付金を受給する者については、高等職業訓練促進資金の対象とはしない。ただし、従前通り、高等職業訓練促進給付金と専門実践教育訓練給付金の支給を同時に受けることは可能である。

問2 本貸付事業の貸付を受けたひとり親が再婚等によりひとり親ではなくなった場合、どのような取扱いとなるか。

(答)

本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者又は母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者を対象としており、養成機関に在学中等に再婚した場合には、高等職業訓練促進給付金や母子・父子自立支援プログラム策定対象とはなくなるため、貸付事業の対象にもなくなる。

なお、高等職業訓練促進資金については、貸付契約は解除された場合であっても、在学期間中については、返還の債務は履行猶予されるものである。

また、養成機関修了後にひとり親でなくなったとしても、ひとり親でなくなったことをもって、返還を求めるものではないことに留意すること。

問3 職業訓練貸付の返還の債務の当然免除となる「5年間引き続き業務に従事したとき」とは、どのような場合か。

(答)

「5年間引き続き」とは、同一の企業等で5年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も「5年間引き続き業務に従事」しているものとみなす。

- ① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただ

し、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間とする。

なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合を言う。

ア 月1回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等
- ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）

③ 雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとする。

なお、住宅支援資金については、「5年間」を「1年間」、「1年」を「6ヶ月」に読み替えるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等やむを得ない事由により、就業又は就業継続が困難となった場合については、高等職業訓練促進資金は1年、住宅支援資金は6ヶ月を越える求職期間中についても、都道府県等の認める範囲内で就業継続期間に算入できることとする。ただし、就業継続による当然免除を適用する場合は、必ず実際に就業した状態で期間満了を迎えることとする。

問4 求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認することとされているが、具体的にどのように確認を行うのか。

(答)

求職活動の内容に応じて、以下のとおりとする。

- ・ 求人への応募を行った場合は、面接日時を通知する文書や合否決定通知書により確認を行うこと。

- ・ 公共職業安定所又は地方自治体による職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等については、求職活動確認票（別添参考様式1参照）により確認を行うこと。
- ・ 公共職業訓練等の受講や、求職者支援訓練の受講については、公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等及び職業訓練の修了証により確認を行うこと。なお、受講生が公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等を紛失等したことにより別途証明書を必要とする場合は求職活動確認票（職業訓練受講関係）（別添参考様式2参照）による確認を行う。
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）による求職活動に関する指導等については、原則として公共職業安定所長が発行した職業訓練受講指示書等及び職業訓練の修了証により確認を行うこと。ただし、指示書や修了証が発行されない訓練コースを受講する場合等については、「求職活動確認票（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構用）」（別添様式3参照）により確認を行うこと。なお、J E E Dにおける確認手続に一定の時間を要する場合があるので、貸付の実施主体において、対象者に対するその旨の注意喚起を徹底すること。
- ・ 各種養成施設に入校する場合や、教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合には、入学許可書や在学証明、受講証等により確認を行うこと。
- ・ 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス等を利用している場合には、支給決定通知書により確認を行うこと。
- ・ 民間需給調整機関や求人情報提供会社、新聞社等を通じた求職活動については、原則として求職活動確認票により確認を行うこととするが、これによりがたい場合には、自己申告に基づき確認を行うとともに、以降の求職活動について確実に確認を行うため、公共職業安定所を通じて求職活動を行うよう指導すること。
- ・ 求職活動確認票の記入・押印は、原則として求職活動の実施の都度、公共職業安定所、J E E D、地方自治体、民間需給調整機関等に求めるよう指導すること。
- ・ 公共職業安定所における過去の求職活動に関する証明については、公共職業安定所が使用しているシステムにおけるデータの保存年限等の関係で証明できない場合もあるので、貸付の実施主体において、対象者に対するその旨の注意喚起を徹底すること。

問5 求職活動を行っていることについて、就労支援機関等による証明書をどのような頻度で確認すべきか。

（答）

求職活動を行っていることの就労支援機関等による証明書の確認については、おおむね四半期ごとに実施することが望ましい。

問6 償還期限は「都道府県知事等が定める期間」とされているが、どの程度の期間を想定しているのか。

(答)

償還期限は、過度な負担にならないよう、一定の期間を設けることが望ましいと考える。例えば、いくつかの自治体では60月以内として運用されている場合があるため、参考とされたい。

問7 返還の債務の当然免除の要件（要綱第8-1-(2)及び第8-2-(2)）の「業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき」の確認方法、書類はどのようなものが必要か。

(答)

医師による診断書や労災申請の際の関係書類等により確認されたい。

問8 当然免除となる場合でも連帯保証人に請求する必要があるか。

(答)

連帯保証人に請求する必要はない。

問9 裁量猶予について「災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由」とあるが、その他やむを得ない事由とはどのような場合が考えられるか。

(答)

例えば、養成機関等に在籍する者が、引き続き養成機関等において修学する場合や、新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的に厳しい状況にある場合などが考えられる。

問10 返還の債務の裁量免除の要件（要綱第11-1-(2)及び第11-2-(2)）の「長期間所在不明」の確認方法、添付帳票はどのようなものが必要か。

(答)

所在不明と判断される場合としては、郵送物が宛先不明で返送されて来た場合や、貸付事業の実施主体が本人に複数回連絡しても連絡がとれない場合が考えられ、長期間所在不明となる起算点として、これらの日付を記録しておくことが重要である。

問11 実施主体が民間団体であっても、裁量免除を行う場合は、必ず都道府県議会の承認が必要となるのか。

(答)

都道府県等の定めるところによる。

議会の議決事項は、地方自治法第96条の定めによるところであり、基本的には議会の承認が必要となる場合が多いものと伺っているが、都道府県等によっては、条令の定めるところにより、議会を要せず裁量免除を可能としている場合があるものと承知している。

問12 母子・父子自立支援員等の高等職業訓練促進給付金に係る事前相談を行った者またはプログラム策定員との連携についてはどうあるべきか。

(答)

本事業の貸付対象は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者又は母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者としており、高等職業訓練促進給付金の支給決定通知や策定されたプログラムにより、貸付対象であるかの確認が可能である。

また、貸付対象の修学意欲や資格取得後の就業等についての考え方を確認する場合には、事前相談やプログラム策定の際に中核市、市、福祉事務所設置町村等の母子・父子自立支援員またはプログラム策定員等の相談職員がこれらを聴取し、貸付事業の実施主体等に情報提供するよう依頼するなど、貸付事業の実施主体と高等職業訓練促進給付金等事業の実施主体とが連携して、ひとり親の資格取得を支援することが望ましい。

問13 本貸付事業実施における市町村（町村は福祉事務所設置町村）との連携についてはどうあるべきか。

(答)

問13のとおり、対象者に貸付けを行う際に、貸付事業の実施主体と高等職業訓練促進給付金等事業または母子・父子自立支援プログラム事業の実施主体とが連携することが望ましいが、貸付けを受け、資格取得をしたひとり親が継続して就業できるよう支援する際にも、貸付事業の実施主体と高等職業訓練促進給付金等事業または母子・父子自立支援プログラム事業の実施主体が連携して支援することが望ましい。

問14 ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業の申込書の配布先や配布方法はどのようになるか。

(答)

本貸付事業の対象は、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者又は母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者となるため、同給付金の支給決定及びプログラムの策定を行う申請者の居住地の福祉事務所所長から申込書の配布を行うことが、円滑な手続の観点から適当であると考えられる。貸付事業の実施主体（都道府県・指定都市社協等）と都道府県・指定都市は、管内福祉事務所に申込書を配布し、貸付対象者に配布することについて調整されたい。

問15 本貸付事業の手続きに印紙は必要となるのか。

(答)

本事業は、印紙税法別表1「課税物件表」1-3の「消費貸借に関する契約書」に該当するため、原則として印紙の貼付が必要になる。

なお、本事業は、上記の同法別表3「非課税文書の表」に記載の「社会福祉法第2条第2項第7号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」に該当しないため、印紙の貼付が必要である。(※介護福祉士等修学資金貸付等と同様の取り扱い)

2. 高等職業訓練促進資金

問1 返還の債務の当然免除となる「取得した資格が必要な業務」とは、どのような業務か。

(答)

「取得した資格が必要な業務」に従事する場合とは、例えば、保健師の資格を取得した者が看護師として業務に従事する場合や看護師の資格を取得した者が訪問看護ステーションを運営する場合を含み、必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではない。実施主体や間接補助事業者は、取得した資格と業務内容との関係を確認したうえで判断されたい。

また、「取得した資格が必要な業務」とは、常勤に限らない(1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く)。

問2 高等職業訓練促進資金の貸付対象として、平成27年度末に養成機関を修了する者を含めてよいか。

(答)

平成28年1月20日以降に高等職業訓練促進給付金を受けていた者で養成機関を修了する者、養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金を受給する者を対象とする。

なお、平成25年度に3年課程の養成機関での修業を開始した者が、25年度、26年度の2年間、高等職業訓練促進給付金を受給し、27年度は高等職業訓練促進給付金を受けていなかった場合であっても、就職準備金を貸し付けて差し支えない。

問3 修業期間中の養成機関の在籍状況や養成機関修了後の就労状況の確認は、どのような頻度で実施すべきか。

(答)

高等職業訓練促進給付金については、おおむね四半期ごとに在籍証明又は出席状況

の報告を求めることとしており、高等職業訓練促進資金においても養成機関の在籍状況や就労状況の確認はおおむね四半期ごとに実施することが望ましい。

問4 就職準備金の貸付けについてその用途はどのようなものが考えられるか。

(答)

就職準備金としては、就職にあたり必要な費用を想定しており、その用途としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・就職にあたり必要となる被服費
- ・通勤に要する移動用自転車等の購入費 など

3. 住宅支援資金

問1 貸付対象について、原則として児童扶養手当支給を受けているものであって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者とあるが、児童扶養手当の支給を受けていない者や、プログラムの策定を受けていない者であっても対象とすることは可能か。

(答)

児童扶養手当の支給を受けていない者であっても、所得が児童扶養手当支給水準の世帯については本資金の貸付対象となる。

なお、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていない者については、本資金の貸付対象とはならない。

問2 現在、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付を民間団体に委託しているが、ひとり親家庭住宅支援資金貸付のみを都道府県で実施することは可能か。

(答)

可能。ただし、毎年度精算が必要となることに留意いただきたい。

問3 貸付対象として「母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者」とあるが、どのように確認すべきか。

(答)

自治体毎に母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施方法が異なるため、一律にお示しすることは難しいが、例えば、本人より策定されたプログラムの写し等を提出いただくことなどが考えられる。

問4 貸付対象に「児童扶養手当受給者（同等の水準含む）であって」とあるが、貸付当初にその所得水準を満たしていればよいか。貸付途中で児童扶養手当の対象外になった場合、そこで貸付は打ち切りとなるのか。

（答）

貸付当初に所得水準を満たしていれば、上限12月として貸付が可能。途中就業等により児童扶養手当の対象から外れた場合においても、上限12月の範囲内で貸付を継続することが可能。

問5 「自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付ける」とあるが、「自立に向けて意欲的に取り組んでいる」ことは、どのように判断すべきか。

（答）

例えば、母子・父子自立支援プログラムの「経過記録」において、当該プログラムに基づく「支援方策」による支援を受け、「自立目標」に向けた取組を行っているか確認する方法などが考えられる。

問6 プログラムに基づき自立に向けて意欲的に取り組んだが、12ヶ月以内に就業できなかった場合について、12ヶ月を越えて引き続き住宅支援資金を貸し付けることは可能か。また、可能な場合、当然免除規定に該当すれば、12ヶ月を越えた貸し付けの返還の債権も免除となるのか。

（答）

住宅支援資金の貸付は12月の範囲内で行うものとする。ただし、例えば12ヶ月以内に就業の内定を取ったものの、実際の就業は12ヶ月以降になることから一定期間収入がなく、家賃が支払えなくなる場合などやむを得ない事由がある場合に限り、3ヶ月を限度に延長できるものとし、当然免除等の規定に該当した場合については、返還の債権を免除して差し支えない。

問7 貸付回数としては、月額を毎月交付することになるか。若しくは、年額を一括して貸し付けることになるか。

（答）

毎月交付することが望ましいと考えるが、事務負担等の観点から、四半期に1回の交付など実情に応じて運営していただいても差し支えない。

問8 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者住居確保給付金の支給を受けている者など、他制度による支援を受けている者に対して貸し付けを行うことは可能か。

（答）

可能。ただし、その場合は、家賃額と他制度による支援を受ける額の差額を貸付額の上限とする。

例えば、家賃7万円のひとり親家庭が、住居確保給付金により5万円の支援を受けている場合は、本貸付金よる貸付額の上限は差額の2万円以内となる。

問9 当然免除の要件として、「現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等」とあるが、「等」はどのような場合が想定されるか。

（答）

例えば、現に就業している者が、資格取得等により給与による所得が高くなった場合や、非正規雇用から正規雇用になることで給与による所得が高くなった場合等が考えられる。

問10 住宅支援資金の原資は、既存の高等職業訓練促進資金の原資を使いまわせるのか。会計を分けて運用する必要があるか。

（答）

ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業における貸付メニューという位置付けになるため、原資を分ける必要はなく、同一会計で運用して差し支えない。

問11 高等職業訓練促進資金の地方負担分については、特別交付税として措置されているが、住宅支援資金についても特別交付税として措置されるのか。

（答）

住宅支援資金は、ひとり親家庭等高騰職業訓練促進資金貸付事業の中の一つの資金であるため、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）に基づき、高等職業訓練促進資金と同様に特別交付税として措置される。